

○鹿児島県放置違反金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分に関する規則

平成18年5月26日

公安委員会規則第16号

鹿児島県放置違反金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分に関する規則をここに公布する。

鹿児島県放置違反金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の4第4項に規定する放置違反金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第2条 鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、放置違反金の納付命令を受けた者が納付の期限を経過しても放置違反金を納付しないときは、納付の期限経過後20日以内に督促状(別記第1号様式)により納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して10日以内とする。

(延滞金)

第3条 放置違反金について前条第1項の規定による督促をした場合においては、次に掲げる場合を除き、納付の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該放置違反金の額に年14.5パーセント(当該納付の期限の翌日から督促状に指定する期限までの期間は年7.2パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

(1) 放置違反金の納付命令を受けた者が災害により納付の期限までに納付できなかったとき。

(2) 放置違反金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められるため、その送達に代えて公示送達をしたとき。

(3) 前2号のほか、放置違反金の納付命令を受けた者が納付の期限までに納付することができなかったことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

2 前項の規定による延滞金の額に百円未満の端数があるとき又はその全額が千円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。

(滞納処分)

第4条 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金の滞納処分に関する事務は、警察職員のうちから指定した者に委任する。

2 前項の規定による指定を受けた職員が滞納処分を行うときは、徴収職員証(別記第2号様式)を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、放置違反金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

1 この規則は、平成18年6月1日から施行する。

2 第3条第1項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年7.2パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条

第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

附 則(平成28年4月1日公安委員会規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

第 号  
年 月 日

殿

鹿児島県公安委員会 印

### 督 促 状

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限( 年 月 日)を経過してもいまだ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納付書により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

#### 記

| 年 度 | 弁明通知書の番号 | 放 置 違 反 金 | 延 滞 金 |
|-----|----------|-----------|-------|
|     | 号        | 円         | 円     |

|         |              |
|---------|--------------|
| 指定納付期限  | 年 月 日まで      |
| 納 付 場 所 | 同封の納付書記載のとおり |

#### (教示事項)

- この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として(訴訟において鹿児島県を代表するものは鹿児島県公安委員会となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

注1 上記の放置違反金等を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

- 先に送付しました納付書は使用せず、同封した納付書により上記納付場所の金融機関の窓口でお納めください。

なお、納付した場合には、納付書に添付されている領収証書が当該放置違反金等を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。

- 延滞金については、裏面をご覧ください。

|                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------|
| 照 会 先                                                                          |
| 〒890-8566 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号<br>鹿児島県警察本部交通部交通指導課駐車対策係<br>電話(099)206-0110 内線5125 |

## 延滞金

1 次に掲げる場合を除き、納付の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該放置違反金の額に年14.5パーセント(当該納付の期限の翌日から督促状に指定する期限までの期間は年7.2パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

- (1) 放置違反金の納付命令を受けた者が災害により納付の期限までに納付できなかったとき。
- (2) 放置違反金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められるため、その送達に代えて公示送達をしたとき。
- (3) 前2号のほか、放置違反金の納付命令を受けた者が納付の期限までに納付することができなかったことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

※ 放置違反金納付命令に係る納付の期限の翌日から、督促に係る納付の期限までの間の延滞金の年7.2パーセントの割合については、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

2 前項の規定による延滞金の額に百円未満の端数があるとき又はその全額が千円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。

第2号様式(第4条関係)

(表)

|             |        |         |
|-------------|--------|---------|
| ← 8.0 →     |        | ↑ 5.0 ↓ |
| 第 号         | 写 真    |         |
| 徴 収 職 員 証   |        |         |
| 鹿児島県        | 年 月 日生 |         |
| 階級          |        |         |
| 氏名          |        |         |
| 年 月 日交付     |        |         |
| 鹿児島県公安委員会 印 |        |         |

(裏)

この証票は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4第14項の規定による放置違反金等の滞納処分に関し、質問、検査若しくは捜索又は差押えを行う徴収職員であることを証明するものである。

備考1 長さの単位は、センチメートルとする。

2 写真は縦3センチメートル、横2.4センチメートルとする。

